

教職員の勤務負担軽減を求める決議

昨年5月、安倍首相は「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と、表明した。本来、憲法を擁護する立場にあるはずの首相が、国民的な議論の高まりの無い中で、期限を切って「改憲」を明言したことは民主主義への逆行行為である。昨年10月の衆議院議員選挙において改憲派が、改憲発議を可能とする3分の2以上の議席を確保したことにより、安倍首相の考える「改憲」は、より一層現実味をおびてきた。これは断じて看過することのできない問題である。

自民党の考える「改憲」は、戦後71年間、平和を守り続けてきた日本国憲法第9条に、自衛隊を位置づけ、「戦力」として「交戦権」を持たせることを目的にしている。絶対に自衛隊を明文化させてはいけない。

現在でも自衛隊の任務は、「集団的自衛権の行使容認」「安全保障関連法」によって、米軍などの世界の同盟国と一体となった軍事行動が可能となっている。憲法9条への自衛隊明記は、9条そのものを空洞化させ、日本を「戦争ができる国」にするものほかならない。平和憲法の象徴である憲法9条は、先の大戦への反省から生まれたものであり、不戦の誓いである。

自民党は「緊急事態条項」の創設をもくろんでいる。国民の安全を守るために内閣が独自の判断で命令が下せるようにする「緊急事態条項」は、表向き、大規模災害を想定していると言おうが、何が緊急事態に当たるかは、自民党案では明確に示されていない。大規模災害には現行法の法整備で十分に対応できる。緊急事態の要件が示されないまま、首相の権限を強化し、「改憲」することは、言論弾圧・労働組合の抑制・政権に反対する政党の抑圧、そして独裁政治の始まりを想像させるに難くない。

安倍政治の暴走を許してはならない。安倍政権のもとでは、13年の「特定秘密保護法」の強行成立、14年「武器輸出三原則」撤廃、「集団的自衛権の行使容認」を閣議決定、15年「平和安全保障関連法」強行成立、16年南スーダンPKOに駆け付け警備などの「新任務」付与、「共謀罪」成立、沖縄辺野古基地建設、オスプレイ配備など、民意を無視し、憲法を蔑ろにした政策が展開されている。

教育勅語の教材化を認め、公文書改ざんを生み出し、国民の人権を尊重しようともしない安倍首相に、憲法改正を語る資格はない。私たちは、「平和フォーラム」「戦争をさせない1000人委員会」などの全国の仲間とともに、「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」に連帯し、「改憲」反対にとりくむ。

以上決議する。

2018年5月29日

岩手県高等学校教職員組合 第83回定期大会

17年4月、文科省は教員勤務実態調査（16年度）を公表した。教員の平均勤務時間は10年前の調査から30分以上増え、1日平均11時間を超えていることがあきらかになった。過労死リスクが高まるとされる「過労死ライン」である月平均80時間以上の時間外労働をする教員も多くの割合でいる。

県教委の集計によると、昨年度の県立学校全体の月平均時間外勤務は26.8時間であり、1ヶ月の時間外勤務が80時間～99時間の職員が3.9%、月100時間を超える職員は5.4%となった。しかし高教組の実施した調査によると、繁忙期での1ヶ月間の時間外勤務は、80時間～99時間が11.7%、100時間以上が17.9%にも上る。このことは子どもたちのために、できる限りの時間と労力を使ってきた私たちの従来型の働き方が、既に限界を超えていることを示している。「労働関係法令の無法地帯（連合総研研究会報告）」とまで言われている私たちの働き方を改革してゆかなければならない。私たち自身が健康で働き続けることによって、豊かな教育は実現できるのである。

17年8月に公表された中教審「学校における働き方改革緊急提言」では、「服務監督権者である教育委員会は、自己申告方式ではなく、ICTやタイムカードなどで勤務時間を客観的に把握し集計するシステムが、直ちに構築されるよう努めること」としている。国全体で教職員の働き方改革をすすめてゆかなければならないという気運が高まっている今が、これまでの無定量化な働き方を見直す絶好の機会と言える。

この提言を受けて県教委は今年度、次の6つのとりに取り組みをすすめている。

- 1 タイムカードによる客観的な勤務時間の把握
- 2 部活動指導員の配置
- 3 校務支援システムの改修
- 4 学校閉庁日の設定
- 5 長時間勤務者への産業医による保健指導の強化
- 6 専門医によるメンタルヘルズ相談窓口の設置

これらにとりくみながら、教職員の負担軽減につながるのかを、高教組は繰り返し県教委に確認しながら、改善を含めた交渉をかさねてゆく。また、人と予算を増やさずに負担軽減ができるはずのないことを、今後も強く訴えてゆく。高教組は長時間労働の是正によって、ワークライフバランスを実現し、教職員の健康や生活を守り、生活時間を取り戻すため、これからも運動をすすめてゆく。

以上決議する。

2018年5月29日

岩手県高等学校教職員組合 第83回定期大会